

(別紙)

第三者評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<コメント>基本方針については、市の考え方に基づき記載されているが、理念は整備されていない。基本方針は放課後児童クラブ事業の福祉サービスに対する基本的な姿勢を示すものとなっているが、保護者、職員等への周知は十分でない。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<コメント>社会福祉事業全体の動向については、市の児童クラブ研修会や代表者会議等で情報を収集し、安全計画や業務継続計画等の策定につなげている。地域の福祉動向は市が作成する日光市子ども・子育て支援事業計画（中・長期計画）の内容や小学校の情報を把握し、環境変化や経営状況の把握に努めている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・①・c
<コメント>経営課題を明確にして、改善すべき課題について職員に周知し、施設の整備等を実施してきた。むんつけら児童クラブは、入会児童のほとんどが法人内の保育園卒園生であり、入会予定者情報等を園と共有して適正な運営が行えるよう職員の確保や人材育成に努めている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・①・c
<コメント>中・長期計画は、日光市子ども・子育て支援事業計画を基本に児童クラブの運営を行っており、運営主体のむんつけら児童クラブでは独自の中・長期計画を策定していない。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・①・c
<コメント>毎年度、日光市子ども・子育て支援事業計画に基づき、市から指定された項目で予算を踏まえた事業計画を策定し市に提出している。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的	a・①・c

	に行われ、職員が理解している。	
<p><コメント>事業計画は、運営全体を把握している常勤職員が中心となり策定をしている。計画の見直しは、実施状況や打合せ等での職員の意見・評価も反映し、常勤職員が中心となって作成している。見直された事業計画は職員に周知する等理解を深める取組を行っている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント>事業計画は子どもや保護者等に周知していない。行事等子どもや保護者等に必要な行事等の情報は、時期をみて文書等で周知している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント>自己評価の実施や第三者評価の受審等は実施されておらず、組織的にPDCAに基づく質の向上に向けた体制については整備されていない。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント>評価結果に基づく取組はされていないが、職員間で共有する課題の解決に向けた取組は実施している。</p>		

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
II-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント>運営主体（常勤職員）は、毎日の打合せや、月1回の打合せでリーダーシップを発揮して事業運営の役割と責任を果たしている。有事の役割では、児童福祉施設等における業務継続計画で、不在時の権限委任等を常勤職員（支援員）に指名することを明確化している。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>運営主体（常勤職員）は、児童クラブとして基本的な関連法令等を把握・認識しており、県主催の初任者研修や中堅者研修等への参加、国・県等の遵守すべき法令等の通知を市から提供を受け、最新情報の把握に努めている。</p>		
II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指	a・b・c

	導力を発揮している。	
	<p><コメント>運営主体（常勤職員）は、市主催の代表者会議や運営者主体の連絡会に法人の理事長と参加して、国・県・市の放課後児童クラブの情報や周辺の児童クラブ運営情報の収集を図り、職員打合せで自施設の課題把握と改善に努めている。県のリーガルマインド研修や障害児研修など各種研修会へ職員を参加させ職員の教育等の充実を図り児童クラブの質の向上に努めている。</p>	
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・①・c
	<p><コメント>児童クラブの経営の改善や業務の効率化、環境面での質の高いサービスを提供するため、施設を令和4年12月に整備し設備面の充実が図られた。運営主体（常勤職員）は、職員から要望のあった高学年と低学年の児童把握のための交流を実施し、全職員が全員の子どもを把握し効果的な事業運営ができるようになる等業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
	Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・①・c
	<p><コメント>福祉人材の確保と育成に関する方針や福祉人材や人員体制についての計画は策定されていない。職員は、常勤・非常勤8名で運営している。非常勤については、高学年、低学年の状況等を見ながらローテーションを行い、適正な人員の確保と人材育成に取組んでいる。</p>	
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・①・c
	<p><コメント>総合的な人事基準は規模の問題もあり十分でないが、職員処遇の水準については、勤務表や業務内容、貢献度等で評価をしている。また、積極的に外部研修に参加し、能力開発に努めている。非常勤職員の賃金は公表される県の賃金を参考に職員処遇の水準に役立てている。</p>	
	Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・①・c
	<p><コメント>職員の就業状況や意向を受けワーク・ライフ・バランスに配慮した取組をしている。就業状況は出勤簿で確認し、職員から相談があれば常勤職員（グループの責任者）や運営主体と話し合うことにしている。</p>	
	Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・①
	<p><コメント>職員の経験等に応じた各種研修会への参加による資質の向上は実施しているが、職員一人ひとりの目標設定は行われていない。</p>	
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・①・c
	<p><コメント>放課後児童クラブ運営規定に基づき、職員の資質向上のため、市の「子どもの権利条約研修」などに参加する機会を設けている。研修は児童クラブが職員に必要とされる研修などを研修受講一覧により全ての職員が受講することになっている。内容も認定資格や初任者、障害児等</p>	

の資質向上、救命講習の分野で行われている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・⑩・c
<p><コメント>個別の職員の知識や専門資格等は採用後に確認している。児童クラブでは、外部研修に関する情報提供や職員一人ひとりが研修に参加できるよう指名による研修参加も行うなどの配慮をしている。研修計画には年度内に実施される研修内容を考慮し、経験年数に基づいた研修への参加や、業務への影響を考えたオンライン研修も利用している。子どもの命に係わる消防署の救急救命研修には、毎年参加をして職員の意識高揚を図っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㉔
<p><コメント>実習生等の受入れは実施していない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント>児童クラブのホームページは開設していない。市のホームページでは事業や財務等に関する情報を保育事業も含めて社会福祉法人全体で報告・公表している。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント>児童クラブの事務や経理等は、社会福祉法人が運営する保育園の規定によって行われている。職務分掌と責任は常勤職員（グループの責任者）と非常勤職員の職務分担しかなく、職員への打合せで役割を伝えている。児童クラブの事務、経理、取引等については理事会監事が定例的に監査をしている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント>放課後児童クラブ運営規定では地域との交流が明記されているが、児童クラブ滞在が約3時間であり、子どもたちの時間的な余裕や感染症への感染等の理由から実施していない。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント>ボランティア等の受入れについての相談や要請は今までないため、方針やマニュアルの作成などの整備をしていない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント>地域の関係機関・団体については、児童福祉施設等における業務継続計画の関係各所との連携・連絡先一覧に記載しており、一覧以外の社会資源は、市担当課等を通して連携を図ることにしており、打合せ会等で職員に伝えている。関係機関・団体との連携は、福祉サービスの提供に必要なことから、職員が十分な理解をしながら周知されるよう期待します。子どもの発達・生活の連続性を保障するための取組は、ほとんどの児童が同法人の保育園出身のため、保育園や小学校からの情報共有や職員同士の交流等により積極的な連携が図られている。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント>地域住民が社会福祉法人の役員になっており、児童クラブの状況を伝えているが、地域の各種団体や地域住民との交流活動など、地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。</p>		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・㊦
＜コメント＞公益的な事業・活動は行っていない。		

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント>福祉サービスの提供に関する倫理綱領や規程等は策定されていないが、放課後児童クラブ運営規定の運営方針で利用者の人権への配慮、保護者との連携等を明記している。子どもや保護者等の尊重、基本的人権への配慮等に関する組織内の勉強会は実施していないが、市主催の「子どもの権利条約」に関する研修に職員を参加させる取組は行った。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント>プライバシー保護に関する規定・マニュアルは整備されていないが、子どもに関わる情報の取扱い、守秘義務は児童クラブとして遵守している。子どものプライバシーが守れるよう静養が必要な子どもには、部屋の一部をカーテンで仕切り安静に過ごせるよう設備等の工夫をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊦・c
<p><コメント>市が開催する入学前の各学校の新入学児童説明会で、児童クラブの利用や学校ごとに委託を受けている児童クラブ名が入った日光市放課後児童クラブ入会案内を配布している。むんつけら児童クラブでは、利用希望者が同じ法人の保育園卒園者のため、保育園児迎いの時希望者には施設見学を兼ねて入会案内書等を使い丁寧に説明している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p><コメント>放課後児童クラブの利用開始・変更については、入会案内や市の日光市放課後児童クラブ入会案内を配布して、保護者からの就労等の相談にも丁寧に説明している。保護者からは、入会申込や重要事項確認書兼同意書に同意を得ている。新1年生については、利用の開始前に保健調査票で健康状態や予防接種状況、アレルギー、保護者の希望等を確認し、児童クラブでの過ごし方もわかりやすく入会案内等で説明を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③	評価外
<p><コメント>放課後児童クラブには適用していない。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・㊦
<p><コメント>子どもや保護者等の満足度に関する調査等、満足度を把握する仕組みは整備されていない。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・①・c
<p><コメント>苦情は職員が受け付け、常勤職員が責任者となっているが、第三者委員の設置はされていない。苦情を受けた場合は、常勤職員に報告があり苦情解決の取組を進め、苦情を申し出た利用者等に対応策等を回答している。翌日勤務の職員には情報を伝え、職員間で共有を図っている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a・b・①
<p><コメント>子どもや保護者等が相談したり意見を述べたりする際、意見箱の設置やアンケートの実施、第三者委員の聞き取りなど複数の方法や相手を選択できる取組や周知は行っていない。子どもや保護者等が必要に応じて相談ができ、意見が述べられる環境作りは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることから、述べやすい環境づくりの整備が期待される。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・①・c
<p><コメント>職員は、子どもや保護者等が相談しやすいよう挨拶を交わして述べやすい環境を作っている。複数の方法による意見や相談を受けた時のマニュアルや対応は整備されていない。保護者等からの相談や意見は、子どもの迎え時に職員等が把握し、職員間で話し合い情報共有を図るとともに、常勤職員等が保護者等に説明している。意見や相談の検討に時間がかかる場合は、その状況を保護者等に説明して迅速な対応を行っている。また、その意見等が児童クラブの質の向上に関わると判断された場合は、対応を考えている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・①・c
<p><コメント>危機管理マニュアルの事故防止マニュアルを作成し、施設内外事故防止と事故発生への対応を定めているが、リスクマネジメント体制や子どもの安心と安全を脅かす事例集の収集・分析・事故防止策等の評価・見直しまでは対応の中でも整備されていない。リスクマネジメントに関する会議の設置やヒヤリハット・事故報告の事例収集や分類、組織的な要因分析、再発防止策等の体制整備が期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント>危機管理マニュアルの事故防止マニュアルで、感染症予防及び感染症対策を定めている。日頃の予防策として、手洗いとうがい、テーブルの消毒、職員のマスク着用が行われている。発生時は子どもたちへの検温と保護者への注意喚起の連絡を行っている。感染症については、保育所における感染症ガイドラインを参考にした疾病ごとの対策や感染拡大防止策などの対応マニュアルの整備と職員への十分な周知が期待される。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・①・c
<p><コメント>危機管理マニュアル、業務継続計画等を策定し、災害時の対応体制が決められている。立地条件等から地震・台風の災害影響が想定される。子ども及び職員の安否確認は登録されているメールで、帰宅困難となった場合の保護者との対応もメールや電話で行うことが決められてい</p>		

る。地元行政や関係団体との訓練や被災以降の施設運営については、今後の取組が期待される。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。	a・①・c
<p><コメント>標準的な実施方法は文書化され、これに基づいた福祉サービスが実施されている。職員は文書ファイルで確認するとともに、児童クラブの壁面にも工夫して表示している。育成支援の実施については、職員が子どもの人権を尊重した放課後児童クラブ運営規定に基づき支援を行っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・①・c
<p><コメント>標準的な実施方法の見直しに関する組織や定期的な実施等を行われていない。職員や子ども、保護者等からの意見や要望があった場合は、毎日の職員打合せや定期的な実施する打合せで、見直しについて話し合い変更が必要な場合は適宜対応するよう努めている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① 育成支援の計画を適切に策定している。	a・b・①
<p><コメント>毎日の生活の中で、子ども一人ひとりに合った支援を行い、課題があれば日報に記入し、次の日の受入れ前の職員打合せで情報共有を図っている。育成支援の計画策定、実施等は実施されていない。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	a・b・①
<p><コメント>育成支援の計画が未整備となっている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・①・c
<p><コメント>子どもの入会申込書、継続申込書に保健調査票がついており、一人ひとりの健康状態、アレルギーの有無、心身の状態等を保護者から確認できるようにしている。児童クラブでは子どもの状況等に関する情報のうち、特に必要と思われる情報を日誌に記入し翌日の職員打合で情報を職員間で共有し、育成支援に努めている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	a・①・c
<p><コメント>放課後児童クラブ運営規定で個人情報の保護が定められているが、基本原則のみで子どもや保護者等の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する具体的な規定は定められていない。職員は個人情報の守秘義務等個人情報保護規程等を理解しており、個人情報保護が遵守されている。個人情報保護は法律が制定されており、ガイドラインも公表されているので、事業の公益性を踏まえ、早急な個人情報保護規定等の整備が望まれます。</p>		

A-1 育成支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
A①	A-1-(1)-① 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。	㊦・b・c
<p><コメント>エアコンで快適な室内温度を設定するとともに、一人ひとりのロッカーや下駄箱を設置する等生活の場としての設備、備品を備えている。室内では、可動式のテーブルを備え、折り紙、迷路等の本、トランプ、オセロ等、屋外では縄跳び、バトミントン等年齢に応じた遊びの環境を備えている。静養できるスペースは専用のスペースが難しいため、パーティションで仕切る工夫をしている。</p>		
A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援		
A②	A-1-(2)-① 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	a・㊦・c
<p><コメント>児童クラブの入会者は、隣接する同法人の保育園出身者がほとんどのため、入会説明会や長期休み前の説明会等は実施せず、入会案内や長期休みの利用の通知等を保護者に提供し、保育園・児童クラブの迎えの時等に質問を受ける対応をしている。児童クラブでの子どもの様子は、迎えの時に保護者に伝えている。児童クラブに通う理由は子どもたちに事情を話しており、理解を得ていると考えている。退所者の理由は把握しており、対応が行われている。</p>		
A③	A-1-(2)-② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	㊦・b・c
<p><コメント>子どもの出欠席については、保護者から電話で把握している。当日の場合は、学校へのバスの迎え時にチェック表で確認している。保護者からの連絡もなく欠席又は来所が遅れた場合は、学校への迎え時に先生や子どもに確認するか、直接保護者に確認をしている。利用時間は、画面にタッチして入退出の時間がわかる入退出システムで時間を把握しており、利用実績等をシステム内の出席簿で管理している。</p>		
A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
A④	A-1-(3)-① 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a・㊦・c
<p><コメント>児童クラブでの過ごし方は、入会資料等で一日の過ごし方（通常登校日・長期休業日）を保護者に案内している。また、室内に下校時間ごとのスケジュールを掲載し、支援員がその日のおやつ、学習、遊びの時間を口頭で子どもたちに伝えている。遊びの時間には子どもたちが好きな遊びを主体的に行っているが、自分たちだけで遊べないような場合は、支援員が援助をしている。春休みには人気のある公共交通機関を利用したスケート教室を行っている。案内を文書で保護者に伝え、子ども同士だけで助け合いながら支援員等の援助を受けて実施している。</p>		
A⑤	A-1-(3)-② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a・㊦・c
<p><コメント>子どもが基本的な生活習慣が習得できるよう、学校から来所した時や外遊びから入室する際には支援員が声を掛けて手洗いやうがいや身に付くよう援助している。ロッカーや下駄箱を用意して衣服の着脱、靴など自分の持ち物を整理整頓できるようにしている。また、集団生活</p>		

を維持するため、おやつの際には順番で決めた当番があいさつをしたり、遊具等の片づけを支援員が指名する子どもが中心となって協力して行う等の活動を分担・協力する取組が行われている。		
A⑥	A-1-(3)-③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	a・⑩・c
<p><コメント>子どもの来所時には支援員から声掛けをして一人ひとりと話をしながら心身の様子を把握している。保健調査票等で発達状況等を把握し、子どもの心身の状況に応じて晴天時には外遊びで鬼ごっこや縄跳び、室内では、おもちゃや折り紙など年齢に応じた遊びを自由に選択できる環境を整えている。静養が必要な子どもには、体温を測り体調不良の場合は保護者に連絡をする等適宜対応している。製作遊びや伝承遊びでは、けん玉、缶バッチ作りを取り入れている。</p>		
A⑦	A-1-(3)-④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	⑩・b・c
<p><コメント>子どもたちは、ほとんどが同じ保育園出身者のため、友だち関係も確立されており、遊びも同じ友だちとドッチボールや虫探しなどを自発的に行っている。意見の対立や喧嘩等が起きた場合は、支援員が両者の話を聞き子どもたちの気持ちの高ぶりを落ち着かせるよう援助している。状況により支援員が当事者を別の場所に呼びよく話を聞きとり、後まで引きずらないよう配慮している。問題が起きた場合は必要に応じ状況を保護者に説明している。児童クラブでは、地域の子もたちと遊ぶ機会は設けていない。</p>		
A⑧	A-1-(3)-⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a・⑩・c
<p><コメント>支援員は、子どもの情緒や子ども同士の関係にも配慮して行事を実施する際には、その時々で子どもたちの意見を聞いて行事内容を組み立て、行事終了後も個別に感想を聞き次年度の行事への参考にしている。遊びの際にも、子どもたちと一緒に折り紙やゲームをしながら話をしたり、学習でも一緒にいることで相談しやすい雰囲気や信頼関係の醸成に努めている。</p>		
A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
A⑨	A-1-(4)-① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a・⑩・c
<p><コメント>障害のある子の受入れにあたっては、市の入会案内等に基づき行っている。児童クラブは、ほとんどの入会者が同じ法人の保育園出身のため、保育園と連携しながら障害特性を理解したうえで、受入れに努めている。入会時は入会申請書の保健調査票により健康状態や発達の状況、保護者の希望等を把握する等子どもの状況を入会前から確認している。児童クラブでは施設設備でトイレと床のバリアフリー化、職員の障害児研修の受講、加配等職員体制の環境整備で配慮を行っている。</p>		
A⑩	A-1-(4)-② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>障害のある子の個別の支援計画や育成支援のための記録等を作成していない。問題が起こった場合は、日報に記載し翌日の打合せ会で担当職員に伝え情報共有を図っている。地域の専門機関と連携する体制はないが、学校、保育園との連携を図っているほか、必要に応じて市の担当課を通して相談する体制はできている。</p>		
A⑪	A-1-(4)-③ 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a・⑩・c

<p><コメント>育成支援を行っていく中で、特に配慮を必要とする子どもがいた場合には、朝の職員打合せで子どもの状況について情報共有をするとともに、必要に応じて市担当課に報告することになっている。児童クラブでの生活に配慮を必要とする子どもの支援にあたっては、学校や市と情報交換を行い、連携している。</p>		
<p>A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供</p>		
A12	A-1-(5)-① 放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a・⑩・c
<p><コメント>おやつを提供は、学校の終了時間が違ってても夕食時間の関係もあり、概ね時間通りに決まった席で提供している。おやつを食べている時は、各テーブルに職員がついて、子どもたちの食べる様子や会話を聞いている。おやつメニューは、200キロカロリー以内を目安に2品提供している。保護者には当日のおやつを玄関のホワイトボードで周知している。週間メニューは常勤職員が子どもたちの食べている状況や好きそうなもので安全な食品を注文している。</p>		
A13	A-1-(5)-② 食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>子どもの食物アレルギーは、入会申込書の保健調査票で把握している。調査票は保護者に確認しており、おやつ選定も食品表示で内容を確認している。食物アレルギー事故、窒息事故等食に伴う事故を防止するため危機管理マニュアルにおやつ・食事提供時の事故防止と対応を作成し、職員間で情報共有を図っている。職員は救急救命講習会で窒息時の対応、エピペンの使用方法等の講習のほか、応急手当講習は全員が受講して危機管理体制を整えている。マニュアルについては緊急性の判断と対応や業務手順、役割やルール、チェック項目までは整備されていないので今後の対応が期待される。</p>		
<p>A-1-(6) 安全と衛生の確保</p>		
A14	A-1-(6)-① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>毎日、子どもが来所するまでに、遊具等の安全点検を目視で、整理整頓及び清掃を行っている。安全管理に関する点検は、点検者を常勤職員と定め、点検7項目を、月1回の点検頻度で定期的実施している。事故やケガの防止等の対応は、危機管理マニュアルの施設内外事故防止と事故発生への対応に基づき対応している。保護者との連絡は連絡一覧表で行っている。児童クラブでは安全計画で毎月重点箇所を定め定期的実施し施設等の安全に努めている。</p>		
A15	A-1-(6)-② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント>児童クラブでは、子どもたちが来所するまでに日頃から利用するトイレや手洗い場、床、階段などを清掃して衛生管理に努めている。おやつを準備する支援員等職員も、手洗いや消毒等の衛生管理を徹底している。衛生管理に関するマニュアル等は整備されていないが、子どもの急な病気等に際して応急手当のための救急箱には体温計、絆創膏、包帯等医薬部外品の備えとAEDを常備している。</p>		

A-2 保護者・学校との連携

		第三者評価結果
<p>A-2-(1) 保護者との連携</p>		
A16	A-2-(1)-① 保護者との協力関係を築いている。	a・b・⑩
<p><コメント>保護者が児童クラブの活動や行事に参加・協力する機会はなく、保護者同士の交流の場</p>		

も特に設けていない。保護者に対しては、子どもの迎えの際に気軽に話ができるよう挨拶をして、質問・相談しやすい雰囲気づくりに努めている。長期休みの過ごし方や行事等も事前に文書で伝え、質問や相談がある場合は、子どもの迎えの時に受け理解を得ている。		
A-2-(2) 学校との連携		
A⑰	A-2-(2)-① 子どもの生活の連続性を保証するため、学校との連携を図っている。	a・㊸・c
<p><コメント>子どもの下校時刻や学校の行事等が記載された翌月の予定表の提供を受けるほか、SNSで学校情報の把握を行うなど学校との連携を図っている。今年度からは学校と子どもや家庭の状況について定期的に打合せを行うことで連携調整ができる関係を学校と構築している。</p>		

A-3 子どもの権利擁護

		第三者評価結果
A-3-(1) 子どもの権利擁護		
A⑱	A-3-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・㊸
<p><コメント>子どもの権利擁護に関する取組は、児童クラブ運営規定内に虐待防止に関する事項を設けているが、育成支援として子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止や子どもの人権や尊厳を守る責務等の規定までは明記されていない。職員は外部の各種研修会等で、権利の侵害や虐待とみなされる行為の禁止等権利擁護に関する研修を受講しているが、職場倫理の明文化や職場内での研修等は実施されていない。職員には子どもの人権や尊厳を守る責務があることから、守るべき職場倫理の共通理解を図り、一人ひとりが自主的に考え日々の職務に当たることが期待される。</p>		